⑷　審査基準日から落札者決定の日までの期間において、東日本高速道路株式会社から取引停止措置を受けていないこと。
⑸　審査基準日から落札者決定の日までの期間において、入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。
3　入札に必要な書類の提出場所等
⑴　入札に必要な書類の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
〒100―8979 東京都千代田区霞が関３丁目３番２号　東日本高速道路株式会社　総務・経理本部　経理財務部　調達企画課　岩井　哲也　電話03―3506―0212
⑵　入札説明書等（仕様書を含む）の交付方法
①　交付期間　平成30年５月21日から平成30年６月18日までとする。
②　交付方法　東日本高速道路株式会社のホームページから入手するものとする。
（http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/）
⑶　競争参加資格確認申請書類の提出方法及び受領期限
①　提出方法　書留郵便（親展）又は信書便により提出すること。
②　受領期限　平成30年６月18日16時
⑷　入札に必要な書類の提出方法及び受領期限
①　提出方法　書留郵便（親展）又は信書便により提出すること。
②　受領期限　平成30年７月18日16時
⑸　開札の日時及び場所
①　日時　平成30年７月27日14時
②　場所　東日本高速道路株式会社　本社　入札室
4　その他
⑴　契約手続きにおいて使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除
⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書を競争参加資格確認申請書類の受領期限までに、入札書及び単価表を入札に必要な書類の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、契約責任者から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格を有しない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
⑸　契約書作成の要否　要
⑹　落札者の決定方法　総合評価落札方式とする。
⑺　入札前価格交渉の有無　有
⑻　手続きにおける交渉の有無　無
⑼　入札に関する一般的な質問については『よくあるご質問（http://www.e-nexco.co.jp/faq/bids/）』を参照のこと。
⑽　その他　詳細は、入札説明書による。
5　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Hiroshi Hirose, President and Chief Executive Officer of East Nippon Expressway Company Limited
⑵　Classifications of the products to be procured : 14
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : set of Servers, etc
⑷　Leasing term : From 1 July 2019, through 30 June 2023
⑸　Lease place : As shown in the specifications
⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the open tender are those who come under the following items at the time of the examination date, with the examination date set as the due date of receipt of the documents required for the tender. In addition, suppliers who no longer come under the following items after the examination date and up to the time of the decision being made on the successful supplier shall not be eligible to participate in the open tender.
①　The supplier does not come under Article 6 of the East Nippon Expressway Company Limited's regulations concerning contract procedures (Regulation №. 16 of 2005).
②　after 2013 fiscal year have experience in business of supplying Server installed Windows OS
③　prove that the supplier has maintenance system for the procured hardware and software. Under the system, the supplier must provide a contact point opening from 9 : 00 to 17 : 25 of calendar days and start maintenance at the site where the hardware is located within 4 hours after the contact.
④　Not to have been subject to transaction suspension measures imposed by East Nippon Expressway Company Limited during the period from the examination criteria date to the date of the decision on the bidder.
⑤　There shall have been no funding or personal relationships with those intending to participate in the bidding during the period from the examination criteria date to the date of the decision on the bidder.
⑺　Deadline for tender : 4 : 00 P.M. 18 June 2018
⑻　Contact point for the notice : Tetsuya Iwai, Deputy Manager of Procurement & Contract Section, Accounting & Finance Department, General Affairs & Accounting Division, East Nippon Expressway Company 3―3―2 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100―8979 Japan. Tel. 03―3506―0212

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成30年5月21日
契約責任者　西日本高速道路株式会社　中国支社　支社長　小橋　慶三
◎調達機関番号　419　◎所在地番号　34
○第６号
1　調達内容
⑴　品目分類番号　26
⑵　購入等件名及び数量
（件名）ＥＴＣ（２Ｇ）発進制御機開閉バー購入単価契約
（数量）入札説明書による。
数量は予定数量であり、契約数量を保証するものではない。
⑶　調達件名の特質等　入札説明書による。
⑷　納入期間　平成30年８月１日から平成32年７月31日まで
⑸　納入場所　入札説明書による。
⑹　入札方法
①　入札金額は、各項目の単位あたりの税抜単価に予定数量を乗じた価額の総価を記載すること。
②　落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の８％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を四捨五入するものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
2　競争参加資格
⑴　西日本高速道路株式会社契約規程実施細則（平成17年細則第７号）第６条の規定に該当しない者であること。
⑵　維持管理役務、物品・役務及び労働者派遣における取引停止事務処理要領（平成21年要領第150号）に基づく取引停止の対象者に該当しない者であること。
⑶　競争参加資格確認申請書の提出時に過去３ヶ月以内に発行された納税証明書（国税通則法施行規則別紙第９号書式（その３、その３の２、その３の３のいずれか））の写しを提出できる者であること。
⑷　警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
⑸　「発進制御機（２Ｇ）仕様書（施仕第15221―６（２Ｇ）号、平成27年７月）」３―２―２に定める仕様を満たすものであり、かつ、４―２⑵１）に定める性能検査（発進制御機性能検査方案書に定める各検査）を行い、基準を満たした開閉バーを納入できること。
⑹　発進制御機性能検査方案書に基づく各種検査項目について適合したことを証する結果報告書（データ類を含む）を提出できること。